



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



| 令和7年12月17日(水) 岐阜県記者発表資料 | | | |
|-------------------------|-------|-----|--|
| 担当課 | 担当 | 担当者 | 電話番号 |
| 農村振興課 | 農地調整係 | 河合 | 内線 4174 直通 058-272-8422 FAX 058-278-2698 |

農業振興地域整備基本方針（案）に対する 県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づく「農業振興地域整備基本方針」により、概ね10年を見通した確保すべき農用地等の面積目標等を定めています。

このたび、国の基本指針が変更されたことに伴い、県の基本方針を変更します。

については、この基本方針（案）について県民の皆様から下記のとおり意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

農業振興地域整備基本方針（案）

2 意見の募集期間

令和7年12月18日（木）～令和8年1月5日（月）

※ 郵送の場合は1月5日消印有効、FAX・電子メールの場合は1月5日必着

汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）での回答は1月5日23時59分まで

3 農業振興地域整備基本方針（案）の閲覧方法

（1）インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県庁ホームページ > 分類でさがす > 県政情報 > 広報・広聴 >
県政へのご意見・ご提案 >
県民意見募集（パブリック・コメント） >
農業振興地域整備基本方針（案）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/461599.html>

（2）印刷物

- ・県庁（1階情報公開・行政相談窓口前）
- ・各農林事務所（OKB ふれあい会館、各総合庁舎（西濃、揖斐、中濃、郡上、可茂、東濃西部、恵那、下呂、飛騨））

※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝、年末年始を除く。）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び担当者名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メール、汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）のいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県農政部農村振興課農地調整係 行

- ・郵送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・FAX：058-278-2698
- ・電子メール：c11427@pref.gifu.lg.jp
- ・LoGo フォーム：<https://logoform.jp/form/T8mB/1306334>

【留意事項等】

- ・件名は『農業振興地域整備基本方針（案）に対する意見』としてください。
(郵送の場合は封筒に記入してください。)
- ・「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県農政部農村振興課農地調整係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

電話番号：058-272-8422（直通）

FAX：058-278-2698